

足立区民間提案型広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が実施する広告事業について企業等より提案を受けるために必要な事項を定めるものとする。

(提案の種別)

第2条 提案を受ける内容は、次のとおりとする。

- (1) 区が所有している財産への広告掲載及び掲出に関する提案
- (2) その他、民間事業者が所有しているノウハウ及びアイデアを活用することで、新たな財源の確保、事業経費の削減及び区民サービスの向上につながる提案

(募集の方法)

第3条 区長は、次に掲げる事項を明示した募集要項を作成し、公募する。

- (1) 応募資格
- (2) 応募期間
- (3) 応募方法
- (4) 選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区が必要と認める事項

(事前ヒアリング)

第4条 提案を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告事業に関する民間提案事前ヒアリングシート(様式第1号)(以下「事前ヒアリングシート」という。)を区長に提出しなければならない。ただし、区が指定する事業の募集を行った場合は、事前ヒアリングシートの提出は不要とする。

2 区長は、事前ヒアリングシートの提出があったときは、申込者から提案内容に関するヒアリングを行い、関係所管課と協議した上で、提案の受入れの可否を決定する。

3 区長は、前項で実施したヒアリングの結果を申込者に回答する。

(提案の審査及び決定)

第5条 前条第2項の受入れ決定を受けた申込者又は区が指定する特定の事業の申込者は、提案書とあわせて、次の書類を指定する期限までに区長に提出しなければならない。なお、指定する期限までに提案書及び次の書類の提出がなかった場合は、提案をしないものとみなす。

- (1) 広告事業に関する民間提案申込書(様式第2号)
- (2) 企業パンフレットなど申込者の概要がわかる資料
- (3) 提案書補助シート(様式第3号)
- (4) その他区長が必要と認める資料

2 区長は、前項第1号に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる審査選考により、実施する事業を決定する。

(1) 第一次審査は、書類審査とし、公募提出時の書類の調査及び評価を行う。ただし、区が必要と認めた場合は、面接及びプレゼンテーションを行うことができる。

(2) 第二次審査は、プレゼンテーションとし、各申込者の提案に基づき評価を行う。

3 実施する事業は、第一次審査の結果をもって決定する。ただし、次に該当する場合は、第二次審査を行い、実施する事業を選定することができる。

(1) 提案内容が類似している場合

(2) 同じ広告媒体を活用した提案が複数あり、全ての提案を採用できない場合

(3) その他、区が第二次審査の実施が必要と認めた場合

4 前条第2項の受入れ決定をした提案に係る事業と既に実施している他の事業とが、提案内容の類似、同一の広告媒体を活用すること等の理由によりいずれか一方しか実施できない場合は、既に実施している事業を行っている企業等に当該事業について提案を行わせ、両事業を審査するものとする。この場合の手続は、前3項の規定に定めるところによる。

(提案の制限)

第6条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、提案の受け入れを否決するものとする。ただし、第1号及び第2号に該当する場合にあっては、特に区長が認めたときはこの限りでない。

(1) 申込者が宗教団体（当該宗教団体の関連団体を含む。以下「宗教団体等」という。）の場合

(2) 当該提案が宗教団体等からの寄附により事業を運営するものである場合

(3) 当該提案の内容が、特定の宗教団体等への加入若しくは寄附を募るものの又は当該宗教団体等に関する宣伝活動と認められるもの等、宗教的活動を主目的としたものであると認められる場合

(審査基準)

第7条 第5条第2項の審査選考の基準は、別表第1のとおりとする。

(審査会の設置)

第8条 区長は、実施する事業の決定に当たり、審査会を設置し、第5条の規定による審査を行う。

(審査会の構成)

第9条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、政策経営部長とする。

3 委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 事業を実施することとなる所管の部長

(2) 事業を実施することとなる所管の課長

(3) 財政課長

(4) シティプロモーション課長

(5) 報道広報課長

4 審査会は、委員長を含めた委員の過半数の出席（オンラインでの出席を含む。以下同じ。）で開催することができる。

5 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の職員に審査会への出席を要請し、意見を求めることができる。

6 委員長が必要と認めた場合は、学識経験者等を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

7 前項の規定により学識経験者等が審査会に出席した場合は、別表第2に定める謝礼を支払う。

（第一次審査の決定）

第10条 第一次審査の決定は、審査会出席者の全員一致とする。ただし、全員一致の合意が得られない場合は、委員長の判断による。

（第二次審査の決定）

第11条 第二次審査は、別表第1に掲げる審査選考の基準表に基づき次の各号の手順により審査及び選定を行う。

(1) 委員の審査の点数を合計し総合評価点数を確定する。

(2) 総合評価点数の高い申込者より順位をつけ、実施する事業を選定する。

2 前項第1号の点数の配分等については、第二次審査の実施を決定した第一次審査で決めるものとする。

（審査決定の取り消し）

第12条 区長は、前条までに決定した事業が第6条各号のいずれかに該当し、否決すべきものであったと判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。

（事業の実施）

第13条 区長は、事業の実施を決定した提案について、申込者と当該事業に関する必要な協定等を締結する。

（事務局）

第14条 審査会の事務局を報道広報課に置く。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則（25足政広発第359号 平成25年7月1日 広報室長決定）
この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則（25足政広発第916号 平成26年2月3日 広報室長決定）
この要綱は、平成26年2月3日から施行する。

付 則（29足政広発第131号 平成29年4月27日 広報室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

付 則（３０足政広発第５１２号 平成３０年９月５日 広報室長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（３１足政広発第９８号 平成３１年４月１７日 広報室長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（３足政広発第９７０号 令和３年１０月１５日 広報室長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（３足政広発第１０７９号 令和３年１１月８日 広報室長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（４足政広発第４４６号 令和４年８月２日 政策経営部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（４足政広発第１２２４号 令和５年３月２８日 政策経営部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

選考要素		着眼点
1	区が推進している施策との整合性	提案内容は、区が推進している施策（特に重点プロジェクト等）との整合性がとれているか。
2	広告事業に関する実績	民間だけでなく官公庁が保有する広告媒体への広告掲載の実績があるか。
3	提案内容の公益性	提案内容は、提案者の利益だけでなく、区民サービスの向上等、区民の利益の増進にも寄与するか。
4	提案内容の独自性	提案内容に提案者独自のアイデアやノウハウが取り入れられているか。
5	事業の実現可能性	提案内容に不透明、不確定な部分がなく、確実に計画どおり実現できるか。
6	費用対効果	提案内容を実施することで、区にとって費用対効果に優れているか。
7	事業遂行能力	提案者は、提案内容を実現するだけでなく、継続的に実施していく能力を有しているか。
8	安全性（区民への損害・被害等のおそれ）	提案内容は区民への安全性が確保されているか。 また、万一に備え提案内容を実施するにあたって、区民へ損害や被害がでないように配慮がなされているか。
9	広告主・広告内容	広告は、行政の広告媒体に掲載するにふさわしい内容であるよう配慮されているか。
10	広告審査	社内における広告内容の審査体制が整っているか。また、社独自で外部機関に審査を依頼しているなど、工夫がなされているか。

別表第 2（第 9 条関係）

区 分			1 回につき
基準	A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高管理者、官公庁局長・部長級、都・都内市町村局長・部長級	13,700 円

	B	大学准教授、短期大学教授、小・中・高校校長、民間専門研究者、民間企業中間管理者、官公庁課長級、都・都内市町村課長級	1 2 , 2 0 0 円
	C	大学講師・助教・助手、短期大学准教授・講師等、高専教授、小・中・高校副校長級、民間技術者、民間企業下級管理者、官公庁課長補佐級、都課長代理・都内市町村課長補佐級	1 0 , 5 0 0 円
	D	高専准教授・講師、小・中・高校教諭、民間技能者、官公庁係長級以下、都内市町村係長級以下	9 , 5 0 0 円

広告事業に関する民間提案事前ヒアリングシート

団体名			
住所			
担当者名			
電話番号		E メールアドレス	
添付資料の有無	有 無	提出日	年 月 日
提案の種類 ※該当する提案に ○をつけてください。	1 区が所有している財産への広告掲載、掲出に関する提案 2 その他、民間事業者が所有しているノウハウ、アイデアを活用することで、新たな財源の確保及、事業経費の削減及び区民サービスの向上につながる提案		
対象施設等			
提案の概要			
主な広告主 (決まっていれば 広告内容)	(自社広告の場合は、自社広告と記入してください。)		
導入実績	(提案事業（類似含む）の導入実績を簡略に記入してください。ホームページで確認できる場合は内容を確認できるページのURLも記入してください。)		

様式第 2 号（第 5 条関係）

広告事業に関する民間提案申込書

年 月 日

足立区長

申込者 所在地
団体名
代表者名

印

広告事業に関する民間提案募集について関係書類を添えて申し込みます。

広告事業に関する民間提案申込書

団体名						
住所						
設立年月日						
資本金						
従業員数						
提案事業概要	総事業経費					
	区収入の有無	有		無		
	区支出の有無	有		無		
	希望実施期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
	主な事業経費 の負担方法	1 広告料収入 2 提案者負担 3 区負担 4 その他（ ）				
	事業計画		事業経費	区収入（見込み）	区支出	
		1 年目				
		2 年目				
		3 年目				
		4 年目				
5 年目						
※希望実施期間分を記入してください。						
※別紙での提出も可能です。						
提出書類	1 申請書（様式第2号） 2 会社概要資料（パンフレット等） 3 納税証明（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）：1部（原本） 4 提案書（様式自由）：2部（併せてデータも送付してください。） 5 提案書補助シート（様式第3号） 6 提案事業（類似含む）の導入実績がわかる資料（様式自由） 7 区への広告料が発生する場合はその見積書（様式自由） ※6、7は該当する場合のみ提出してください。					
担当者名						
電話番号		Eメールアドレス				